

令和6年那審第2号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年6月16日22時31分僅か前
沖縄県金武中城港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 19トン
登 録 長 16.00メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 540キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンドを、同部右舷側に機関遠隔操縦装置を、同部左舷側にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備えた、まぐろ一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首2.0メートル船尾2.2メートルの喫水をもって、令和5年6月10日13時30分沖縄県当添漁港の係留地を発し、翌11日15時00分同県久米島南西方沖合の漁場に到着したのち操業を繰り返し、越えて16日06時30分漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、金武中城港南部には、南北約500メートル東西約400メートルにわたって拡張するウンタクと称するさんご礁（以下「ウンタク礁」という。）が存在し、その北部には金武中城港ウンタク灯標（以下「ウンタク灯標」という。）が設置されていた。

また、a受審人は、ウンタク礁付近を複数回航行した経験を有し、ウンタク礁の存在を承知しており、GPSプロッターを見たり、目視によりウンタク灯標を見ながら航行していた。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、22時06分僅か前ウンタク灯標から140度（真方位、以下同じ。）3.2海里の地点で、ウンタク礁手前で右転するつもりで、針路を316度に定めて自動操舵とし、7.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

22時26分僅か前a受審人は、ウンタク灯標から152度1,400メートルの地点に達したとき、ウンタク礁まで1,160メートルとなり、その後ウンタク礁に向首接近する状況であったが、ウンタク灯標の灯光の見え具合から、まだウンタク礁まで距離があるものと思い、GPSプロッターを活用してウンタク礁との相対位置関係を把握するなど、

船位の確認を十分に行わなかったもので、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、ウンタク礁手前で右転せず、ウンタク礁に向首したまま続航し、22時31分僅か前ウンタク灯標から200度430メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、ウンタク礁に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船尾船底外板に破口を伴う擦過傷、プロペラ翼に曲損を生じ、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、金武中城港において、当添漁港に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、ウンタク礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、金武中城港において、当添漁港に向けて帰航する場合、ウンタク礁に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用してウンタク礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、ウンタク灯標の灯光の見え具合から、まだウンタク礁まで距離があるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、ウンタク礁に向首接近する状況に気付かないまま進行してウンタク礁に乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせたうえ、廃船させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月15日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也